

2016年8月22日

国立大学法人 三重大学
学長 駒田 美弘 様
理事 尾藤 広幸 様

三重大学教職員組合
中央執行委員長 小田 敦子

「参議院議員通常選挙における服務規律の確保について」に関する質問状

残暑厳しき折、貴職におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は、三重大学教職員組合の活動にご理解を頂き、真に有難うございます。

さて、去る6月10日に尾藤 広幸 理事より、学長・理事・副学長・各部局等の長・事務局等の各部長・監査課長あてに、事務連絡「参議院議員通常選挙における服務規律の確保について」がメール配信され、その後、各教職員に当該メールが転送されました。

「第24回参議院議員通常選挙」は去る7月10日に終了しましたが、三重大学教職員組合は、生じた疑問を後に持ち越すことは良くないと考えます。そこで、この事務連絡についてのご見解を、駒田学長、尾藤理事にお伺いする次第です。

ご多忙中とは存じますが、9月9日を期日として、書面にてご回答頂きたく存じます。

記

1. 本事務連絡には、「国立大学法人の役員及び職員については、国家公務員法第102条等に定めのある政治的行為の制限等は適用されない」旨が明記されている一方で、「買収、個別訪問等の一般的な公職選挙法違反のほか、別紙2のとおり、公職選挙法第137条及び教育基本法第14条第2項等規定されている」とあります。

① 公職選挙法第137条は、学校の長及び教職員が「学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位を利用して」選挙運動を行うことを禁止するものです。我々教職員が、教育上の地位を利用することなく、公職選挙法の規定を遵守しつつ、一般市民として休日等に選挙運動および政治活動を行うことに対しては、自由が保障されているはずですが、三重大学当局は、我々が、このように一般市民として選挙運動や政治活動することすら「望ましくない」とお考えなのでしょうか。

② 教育基本法第14条第2項には、「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、またこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」と記されています。これは、あくまでも「学校として」特定の政治教育等をしてはならないとするものであり、教職員個々の政治的発言や政治活動への参加に適用されるものではないと考えますが、この点に対し、大学当局のお考えは如何でしょうか。

2. 本事務連絡の転送過程にある、文部科学省大臣官房人事課計画調整班のメールには、「本年7月に行われる参議院議員通常選挙における国家公務員の服務規律の確保について、内閣総理大臣及び人事院事務総長より別添1及び別添2のとおり通知があり、省内及び関係機関等職員に周知しましたので、御参考までにお知らせいたします。」とあります。

① そもそも、この事務連絡は、省内と関連機関の国家公務員あてに政治的行為の制限について周知したものを、「参考までにお知らせする」としたものですから、国立大学法人等の教職員に対して、何ら対応を求めるものではないと考えられますが、如何でしょうか。

3. 本事務連絡には、「法令に反する行為、誤解を招く行為等により大学の信用を傷つけることのないよう、貴管下職員に周知いただくようお願いします。」と記されています。

① ここにある「誤解を招く行為」とは、どのような行為だとお考えですか。お伺いいたします。もし、過去にそのような行為があったのならば、その事例をお答えください。

4. 以前、職域代表に出された通知では、「各構成員への周知については、当局より、PDF添付による周知ではなく、極力下記リンクにより周知願いたいとの要望があります(PDFファイル等の周知は、メールサーバへの負荷がかかるため)。」とあります。

① なぜ、今回のメールは、PDFファイル添付で配信されたのでしょうか。環境先進大学を目指している三重大学において、意思統一が行われていないと考えられます。如何でしょうか。

以上